

地方財政の充実・強化に関する意見書

地方公共団体には、急激な少子高齢化の進展に伴う医療・介護や子育て支援などの社会保障制度の充実、人口減少下における地域活性化対策など、多岐にわたる役割が求められている。さらに近年は、デジタル化や脱炭素化の推進、物価高騰対策のほか、多発する大規模災害への対策も迫られているが、地方公務員をはじめとする公的サービスを担う人員は限られている。

一方、政府は「骨太方針2021」において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしているが、限られた人員で増大する行政課題に対応する必要がある中で地方財政措置として十分ではない。

このため、2024年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、安定的な地方財政の確立を目指すよう、以下の事項の実現を求める。

記

- 1 社会保障の維持、人材投資も含めた地域活性化、デジタル化や脱炭素化の推進、防災・減災、物価高騰対策、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それらの対応に係る人件費も含めて、十分な地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後における保健所や医療機関の体制などについて、地方公共団体へ速やかな情報提供を行うこと。
- 3 子育て支援、地域医療の確保、介護、生活困窮者の自立支援など、今後一層求められる社会保障ニーズが地方公共団体の一般行政経費を圧迫することから、地方単独事業分も含め、十分な社会保障関連経費の拡充を図ること。特に、これらの分野の人材確保のための地方公共団体の取組みを支える十分な財政措置を講じること。
- 4 地方公共団体情報システムの標準化に向けて、十分な財源を確保すること。特に氏名の振り仮名が戸籍に記載されることに伴い、地方公共団体の負担増加が想定されることから、現場における意見を十分に勘案すること。
- 5 保育施設や学童保育施設等の職員の処遇改善及び保育士の配置基準をOECD先進国並みに改善するための予算を措置すること。また、非正規職員の正規職員化や会計年度任用職員の雇用安定に向けた支援策を講じるほか、人員確保に向けた取組みを早急に実施すること。
- 6 「まち・ひと・しごと創生事業費」の1兆円については、新たに「地方創生推進費」として2023年度も確保されているが、持続可能な地域社会の維持・発展に向けて、より恒久的な財源とすること。
- 7 会計年度任用職員制度の運用にあたり、2024年度から可能となる勤勉手当の支給も含め、当該職員の処遇改善などに対応するため、引き続き所要額の調査を行うなど、その財政需要を十分に満たすこと。

- 8 地方交付税の原資となる国税4税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない地方財政の確立に取り組むこと。合わせて、地方の安定的な財源確保に向けて、所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
- 9 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、人口減少に直面する小規模自治体に配慮した段階補正の拡充などの対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和5年6月27日

帯 広 市 議 会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（地方創生、規制改革、経済財政政策）、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣 あて